



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行が予定される法令の一部について概要をご紹介します。

◆改正電子帳簿保存法（1月1日施行）

国税関係帳簿・書類の電子データ保存制度の円滑な運用を目指した改正が行われます（以下、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引の3区分を指します）。

- ・税務署長の**事前承認制度の廃止**（①、②）
- ・優良な電子帳簿に係る**過少申告加算税の5%の軽減措置の整備**（①）
- ・**タイムスタンプ要件の緩和**（②、③）
- ・適正事務処理要件の廃止（②）

◆民法（成年年齢関連）改正（4月1日施行）

4月1日から、**成年年齢が20歳から18歳に変わります**。2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人となります。**これに伴い少年法も改正されます**。

◆改正育児・介護休業法（4月1日、10月1日施行）

今回の改正は育休制度の拡充が中心となります。

1. 育休が取得しやすい雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の**義務化**（4/1）
2. **有期雇用労働者**の育児・介護休業取得要件の緩和（4/1）
3. **産後パパ育休**（出生時育児休業）の創設（10/1）
4. 育児休業の**分割取得**（10/1）

◆年金制度改正法（4月1日以降順次）

高齢者や女性の就業が進み、より多くの人が長期間にわたり多様な形で働くことが見込まれることから、これらの社会・経済の変化を年金制度にも反映させるための改正が行われます。

1. 被用者保険における適用範囲の拡大
アルバイト・パートタイムなどの短期労働者が厚生年金の適用対象とする企業規模要件は、**現行法では501人以上規模の企業**となっていますが、本改正により**2022年10月からは従業員101人以上、2024年10月からは従業員51人以上の企業**に要件が段階的に引き下げられます。
2. 在職中における年金受給の仕組みの見直し
3. 受給開始時期における選択肢の拡大
現行制度では60歳から70歳まで選択可能となっている受給開始時期について**その上限が75歳まで引き上げられます**。
4. 確定拠出年金における加入可能要件の見直し

◆改正労働施策総合推進法（4月1日施行）

本年4月からいわゆるパワハラ防止法が中小企業でも適用され、**法的に明確化された基準に基づく具体的な防止措置への取り組みが義務づけられます**。（詳細は本紙第37号をご参照下さい）

◆改正個人情報保護法（4月1日施行）

個人情報の保護の拡充を目的とする改正です。

1. **個人の権利拡充**＝情報に関する個人の請求権（利用停止・消去等）を行使する際の要件を緩和、②個人情報の開示方法の本人による指定、③第三者提供記録の本人による開示請求権を認める。
2. 事業者は、漏洩等により個人の権利利益が害さ

れるおそれがある場合、**個人情報保護委員会への報告・本人への通知が義務付けられます**。

3. その他、データの利活用、罰則の強化などについては本紙第45号をご参照下さい。

◆地球温暖化対策推進法（4月1日）

パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえ、**2050年までの脱炭素社会の実現等を明記し、地域の再生エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度を創設し、脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等を図ります**。

◆道路交通法施行規則の改正（4月1日以降順次）

運送業や運搬業などを業務としている「**緑ナンバー**」で義務化されていた**アルコール検知機でのチェック**が、あらたに自社製品の配送など「**白ナンバー**」の車を一定の台数以上使う事業者も対象となります。乗務開始前と後に点呼する際、目視・アルコール検知器による酒気帯びのチェック、アルコール検知機の設置と機器メンテナンスが必須となります。**対象となる事業者はアルコール検知機とそのチェック体制を備える必要があります**。

◆改正マンション管理適正化法、改正マンション建て替え円滑化法（4月1日施行）

マンションの老朽化に伴う問題を予防・解決することを目的とする改正です。

- ・自治体が認定基準を策定し、適正な管理計画を有しているマンションを認定する「**管理計画認定制度**」が創設されます（管理適正化法）。
- ・老朽化した団地型のマンションを再生する際、必要な要件を満たせば区分所有者の5分の4以上の合意で敷地分割可能とする「**敷地分割制度**」が創設されます（建て替え円滑化法）。

◆宅地建物取引業法の改正（5月までに施行予定）

昨年**デジタル改革関連法**が施行され、不動産取引における電子契約が本格化します。不動産取引における、「**媒介契約書**」「**重要事項説明書**」「**賃貸借契約書**」「**定期借地権設定契約書**」「**定期建物賃貸借契約書**」が電子化できるようになります。

◆公益通報者保護法の改正（6月までに施行予定）

1. 内部通報に対応するために必要な体制の整備
常時使用する労働者の数が300人を超える事業者には、①**公益通報対応業務従事者を定める義務**、②内部の労働者等からの**公益通報に適切に対応する体制の整備**その他の必要な措置をとる義務が課せられます。
2. 内部通報の実効性確保のための行政措置
3. 内部調査等の担当者への通報者に関する情報の**守秘義務**
4. 保護の対象に役員、退職者を追加
5. 損害賠償の制限
（本紙第43号・第55号も併せてご参照下さい。）